

○常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業補助金交付要項

平成26年3月20日

告示第28号

改正 平成29年4月3日告示第50-1号

改正 令和2年3月31日告示第41号

改正 令和3年3月30日告示第47号

改正 令和4年3月31日告示第87号

改正 令和5年3月31日告示第110号

改正 令和6年3月29日告示第118号

(目的)

第1条 この要項は、販売を目的として常陸太田市産の農林水産物や本市の歴史、風土及び文化的背景等を活用した加工品等の開発を行おうとする者及び既存商品を改良等により付加価値を向上させ、販売の拡大を図ろうとする者に対して、その事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、市内の経済活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業法人 会社法（平成17年法律第86号）又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された法人で、農業を営む法人をいう。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項で規定する特定非営利活動法人をいう。
- (3) グループ 地域の活性化を目的として組織された任意団体で、組織としての規約を有する団体をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定する中小企業者をいう。
- (5) 認証者 常陸太田市特産品認証要項（平成24年常陸太田市決裁）第9条で規定する常陸太田市の特産品として認証を受けた者をいう。

(対象事業)

第3条 この補助の対象事業は、別表第1に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、別表第1に掲げる補助対象者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は活動の拠点を有し、事業に意欲的に取組む者
- (2) 市税の滞納がない者（グループの場合はその構成員をいう。）  
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する別表第2に掲げる経費のうち、別表第1に掲げる事業区分に応じた補助対象経費とするものとする。  
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に別表第1に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものとし、別表第1に掲げる事業区分に応じた限度額とする。  
（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。  
(1) 常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業実施計画書（様式第2号）  
(2) 常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業収支予算書（様式第3号）  
(3) 会員名簿その他これに類するもの  
（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理し、その審査及び必要に応じて行う調査により補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。  
（変更申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の変更を承認したときは、常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業補助金変更・中止承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通ずるものとする。  
（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が終了したとき又は当該年度の3月末

日までに、常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業補助金実績報告書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の結果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付額を確定し、常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、当該確定日から起算して30日以内に常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業補助金交付請求書(様式第9号)により、市長へ請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し補助金の交付決定を取り消し、既に補助金の交付があるときは、補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(事業実施後の措置)

第14条 補助事業者は、補助事業完了の翌年度から3年間、毎年度3月31日までに、常陸太田市農林水産物加工品開発等支援事業経過報告書(様式第11号)により、市長へ報告するものとする。

2 市長は、事業の完了後も、補助事業者が定めた事業計画が達成されるよう一定期間補助事業者を指導できるものとする。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成29年4月3日から施行する。

附 則 (令和2年告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第47号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第87号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第110号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年告示第118号)

この告示は、令和6年3月31日から施行する。

別表第1

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
区分	内容				
新規商品 創出型事業	販売を目的として常陸太田市産の農林水産物や本市の歴史・風土・文化的背景等を活用した加工品等の開発を行う事業	次の①～②のいずれかに該当し、かつ(1)～(7)のいずれかに該当する者  ①新規にこの補助金を受けようとする者  ②再びこの補助金を受けようとする者で、過去3年度の実績及び現地調査を実施した結果、補助金を有効に活用したと認められた者	別表第2に掲げる経費	1/2	50万円
既存商品 グレードアップ事業	常陸太田市産の農林水産物や本市の歴史・風土・文化的背景等を活用した既存の加工品等の改良等により付加価値の向上に取り組む販売の拡大を図る事業	(1)個人 (2)農業法人 (3)特定非営利活動法人 (4)グループ (5)中小企業者 (6)認証者 (7)その他市長の認める団体・個人			

別表第2

区分	内容等
①謝金	・ 専門家謝金
②旅費	・ 専門家招待旅費 ・ 情報収集や各種調査を行うための旅費
③原材料費	・ 原材料・副資材の購入に要する経費（試作に係るものに限る）
④賃借料	・ 機器、設備類の賃借料 ・ 会場使用料
⑤修繕費	・ 新商品開発又は既存商品グレードアップに伴う補助対象者が所有する機器、設備類の改良（通常の経年劣化等に伴う一般的な修繕は除く）
⑥雑費	・ 消耗品費，通信運搬費
⑦備品購入費	・ 機器，設備の購入，据付に要する経費
⑧委託費	・ 産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）の取得に要する委託経費 ・ 上記①から⑦に該当しない経費であって，コンサルタント会社やデザイン会社等を活用するための経費等
⑨その他の経費	・ 上記①から⑧に該当しない経費で，市長が特に必要と認める経費

※1 すべての補助対象経費は、当該補助事業以外の目的には使用できません。

※2 汎用性のある製品または販売目的の製品の製造に係る費用については補助対象とならない場合があります。

※3 委託費において、コンサルタント会社やデザイン会社等を活用する場合、当該補助事業の目的に照らし合わせて、社会通念上、相当と認められる理由を有する場合に限りま。